

令和2年 第11回浅口市農業委員会議事録

令和2年11月13日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	出	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	杉本正彦	出
9	虫明伸吾	出	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	出	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第37号 農用地利用集積計画について

議案第38号 浅口市農業振興地域整備計画の変更について

日程第4 報告事項

報告第21号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第22号 農地法施行規則該当転用届について

報告第23号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和2年12月15日（火））

開会（午後１時３０分）

議長 それでは、ただいまの出席委員は１２名です。定足数に達しておりますので、これより令和２年第１１回浅口市農業委員会を開会いたします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において１２番梶原委員、１３番岡田委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第３５号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

５９３番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は２ページになります。

議案第３５号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和２年１１月１３日提出。

番号５９３、土地の所在地、金光町占見。地目、田。面積１８４平方メートル。

譲受人は、金光町占見、４１歳、自営業兼農業。譲渡し人は、金光町占見、４名の共有。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長 ５９３番の件について、２番大橋委員から補足説明をお願いします。

委員 座ったままでやらせていただきます。２番の大橋でございます。

当該の田では、位置図及び集成図を見ていただきますと１ページ並びに２ページになります。

１ページの下の方に細長い、いびつでございますが、この用地の右のほうでございます。この位置は、占見地区のちょうど西側になります。場所的には、香取金光教というのがございまして、その５０メートル先、南になる位置。南側から行きますと、県道の倉敷・笠岡線がございます。それから２００メートルほど中に入った位置にございます。当該の農地は、譲受人のすぐ南側になってございますので、土地利用としても十分いい土地に成り代わるんじゃないかなと、このように思っております。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、５９３番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、594番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号594-1、土地の所在地、金光町占見、地目、畑。面積445平方メートル。
 594-2、土地の所在、金光町占見、地目、畑。面積175平方メートル。
 譲受人は、金光町占見、41歳、自営業兼農業。譲渡し人は、京都府京都市、72歳、農業。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
 譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長 次に、2番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 2番の大橋でございます。
 位置的なものは、593と同じところを開いていただきたいんですが、上のほうへ申請地、議案35号、594とございます。
 占見の西のほうに香取団地というのがございます。その団地の西側の丘陵、このようになってる土地ありますが、その中的一部分でございます。この丘陵地帯の譲受人によりまして、太陽光の発電所が数か所建設をされております。いずれそんなふうに入ってくるんじゃないかと思えますけれど、現在は農地のままそこを貸していただくと、こういう話でございます。
 以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
 それでは、594番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、595番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号595-1、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積18平方メートル。
 番号595-2、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積1,796平方メートル。
 番号595-3、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積42平方メートル。
 譲受人は、鴨方町鴨方、57歳、医師兼農業。譲渡し人は、広島県広島市、60歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
 譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

場所は、中山地区のナガヒロ医院がありますが、そのすぐ西に面した土地です。譲渡しが、この方は広島の方におられますが、お母さんがこちらにおられて、今までお母さんが管理されていたと。ところが、ここで施設のほうに入らにゃいけんようなことになりまして、管理ができないということで、ちょうど隣接されてる譲受人さんとの話ができたようでございます。問題はないかと思えます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、595番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、596番の件について、事務局の説明を求めます。

番号596、土地の所在地、金光町大谷。登記地目は田、現況地目、畑。面積947平方メートル。

譲受人は、金光町大谷、90歳、農業。譲渡し人は、金光町大谷、76歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委 員 5番古川です。

位置図は5ページ、6ページになりますが、この土地は国道2号線の金光隧道の東の谷になります。その谷の国道よりも北へ100メートル余りのところにある土地なんです。譲受人がその者の家のすぐそばになるんで、何かとそのほうが管理するのに便利がいいんじゃないかというふうな感じもします。特に問題ないと思えますが、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、596番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、607番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号607、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、畑。面積287平方メートル。
譲受人は、倉敷市北畝、59歳、会社員兼農業。譲渡し人は、鴨方町益坂、91歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。
委員 7番西本です。
この件は、益坂の、今道路がかかるとその辺りのいろいろと問題になつとるところ、地主が直してこういうふうになったんで、何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めます。
委員 それでは、607番の件についてご異議ありませんか。
議長 異議なし声
異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第36号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
議案第36号の597番と598番は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は、3ページになります。
議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年11月13日提出。
番号597、土地の所在地、金光町大谷。土地の地目、田。面積211平方メートル。
譲渡し人は、岡山市南区、2名の共有。
番号598、土地の所在地、金光町大谷。地目、田。面積261平方メートル。
譲渡し人は、金光町大谷、72歳、農業。
譲受人は、いずれも金光町大谷、45歳、団体職員。転用目的は一般住宅で、居宅1棟59.41平方メートル、木造2階建てガルバニウム鋼板ぶき、カーポート1基、露天駐車場4台82.5平方メートル、建蔽率は24.5%です。農地区分は第2種、全体面積は472平方メートルです。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準も問題はありません。また、申請の農地以外に目的を達成できる他の土地はありません。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。

これも土地が、位置図が9ページ、10ページにあります。これは国道2号線の金光隧道の西の交差点、県道との交差点がありますが、それを南へ。今ちょうどバイパスができて、県道がバイパスの側道のような形で斜めのほうへずっと回ってきとる、そののちちょっと手前になります。ちょうど大きい横池という池がある、その斜め西のほうに位置があります。隣がちょうど団地が造成されておるところなんで、その団地のすぐ続きなんで、特に問題ないと思います。審議のほうよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、597番と598番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、599番から601番までは関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

番号599-1、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、田。面積397平方メートル。

番号599-2、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、田。面積228平方メートル。

譲渡し人は、鴨方町鴨方、79歳、農業。

番号600、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、田。面積1,766平方メートル。

譲渡し人は、鴨方町鴨方、76歳、農業。

番号601、土地の所在地、鴨方町地頭上。地目、田。面積1,450平方メートル。

譲渡し人は、鴨方町鴨方、83歳、農業。

譲受人は、いずれも倉敷市中島、倉庫業他取扱業者。転用目的は倉庫建築、倉庫1棟1,447.04平方メートル、鉄骨造平家建て鋼板ぶき、建蔽率は37.2%です。農地区分は2種、全体面積は3,888.7平方メートルです。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画など問題ありません。開発事業に係る他法令の手續も行われています。また、申請の農地以外に目的を達成できる他の土地はありません。

上記のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、許可相当と認められた場合、本案件は3,000平方メートルを超えております案件のため、農地法の規定により次回の岡山県農業会議常設委員会へ許可相当の意見を付して諮問します。同委員会での調査等を経て許可が適当と認められた場合に許可書を交付いたします。

なお、許可日は、県による開発行為の許可日と同日となります。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。
委 員 7番西本です。
この件は、前からいろいろと話があって、やっと固まった話です。それで、場所は、八州洋鋼材株式会社のちょうど北側です。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員 なし声
議 長 質疑なしと認めます。
それでは、599番から601番までの件についてご異議ありませんか。
委 員 異議なし声
議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、602番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号602、土地の所在地、鴨方町益坂。地目、田。面積321平方メートル。
譲受人は、倉敷市西中新田、2名の共有。譲渡し人は、鴨方町益坂、72歳、会社員兼農業。転用目的は一般住宅で、居宅1棟65.61平方メートル、木造2階建て鋼板ぶき、駐車場30平方メートル、排水路8.02平方メートル、建蔽率は23.19%です。農地区分は3種であり、事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。
なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。
委 員 7番西本です。
この件は、私が買ったかったんじゃないけど、私の西側の場所です。何も問題ありません。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委 員 なし声
議 長 質疑なしと認めます。
それでは、602番の件についてご異議ありませんか。
委 員 異議なし声
議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、603番と604番は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号603-1、土地の所在地、鴨方町六条院中、地目、田。面積616平方メートル。
番号603-2、土地の所在地、鴨方町六条院中、地目、田。面積736平方メートル。
譲渡し人は、倉敷市羽島、76歳、農業。
番号604、土地の所在地、鴨方町六条院中、地目、田。面積605平方メートル。

譲渡し人は、金光町占見新田、70歳、農業。

譲受人は、いずれも鴨方町、学校法人。転用目的は運動場で、全体面積は1,973.82平方メートル。農地区分は2種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。また、申請の農地以外に目的を達成できる他の土地はありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は学校用地です。

議長 それでは、私の担当地区ですので、私から補足説明をさせていただきます。

位置図は、15、16ページであります。

場所は、山陽高校のすぐ西に当たります。この一帯は、十数年前から放置されて、私の身長よりはるかに高いようなセイタカアワダチソウが全体に広がっております。これを造成して運動場にしたいということです。ちょっと運動場では狭いんじゃないかという話もさせてもらいましたら、まだ周りを合流する予定だというふうなことも聞いております。校舎の建て替え等の準備もあるんじゃないかなというふうなことも話をされておりました。別に問題はないかなと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、603番と604番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第37号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第37号農用地利用集積計画について。令和2年11月13日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号42番から47番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は6名です。更新件数が3件で、新規件数が3件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が0件、3年以上6年未満が4件、6年以上10年未満が2件、10年以上が0件です。地目別設定面積は、田5,662平方メートル、畑192平方メートル、計5,854平方メートルです。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

議案第38号農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料は別冊のものになります。A4のホッチキス止め、左肩に議案第38号と書いておる資料をご覧ください。

議案第38号浅口市農業振興地域整備計画の変更について。令和2年11月13日提出。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、浅口市長から農業振興地域整備計画の変更について意見を求められておりますので、協議のほうをよろしく願いいたします。

現在の農用地等利用計画総面積は、735.1ヘクタールです。転用計画に伴い農振除外の申請があったもの5件、計1.6ヘクタール、編入面積はゼロ、変更後の総面積は733.5ヘクタールです。

個別の説明を申し上げます。

4ページをご覧ください。

番号1、土地の所在地は、5ページのとおり全て地頭下の登記地目、田、12筆。

4ページの詳細の内容ですが、登記簿面積及び除外面積1万1,457平方メートル。場所は、新池の南約200メートルに位置します。申請者は、コンビニエンスストア等への商品の配送をメイン業務として事業を展開しております。物量数の増加に対応するため、業務を拡張し、駐車場を含む新たな配送センターを確保する必要があり、交通の利便性の高い当該農地の農振除外を申請したものです。

なお、当該地エリアは1種農地ですが、転用例外許可規定による物流施設に該当します。転用目的は物流業務施設で、全体面積は2万4,223.76平方メートルです。

8ページをご覧ください。今度は8ページに参ります。

番号2、土地の所在、金光町占見新田、地目、田。登記簿面積及び除外面積926平方メートル。土地の所在、2、金光町占見新田、地目、田。登記簿面積及び除外面積1,224平方メートル。場所は、枅池の東約400メートルに位置します。申請者は、ドラッグストアを経営する事業者で、周囲に住宅が密集していることや、幹線道路沿いで交通量も多く集客が見込めるため、当該農地の農振除外を申請したものです。転用目的は店舗の建設で、全体面積は4,267平方メートルです。

10ページをご覧ください。

番号3、土地の所在、鴨方町鴨方、地目、田。登記簿面積及び除外面積1,125平方メートル。場所は、鴨方浄化センターの北西約350メートルに位置します。変更事由は、申請地の周囲は利便性がよく、学校、病院、スーパーなども近く、生活環境もよいことから、申請者の不動産事業者は一戸建て住宅の需要が見込まれることから

建て売り住宅の開発を計画し、このたび当該農地の農振除外を申請したものです。転用目的は建て売り住宅4棟です。全体面積は1, 125平方メートル。建築面積は4棟で228.52平方メートル、道路286平方メートル、建蔽率は28%から34%です。

続きまして、12ページをご覧くださいと思います。

12ページ、番号4、土地の所在、鴨方町六条院西、地目、田。登記面積及び除外面積571平方メートル。土地の所在、2、鴨方町六条院西、地目、田。登記面積及び除外面積81平方メートル。場所は、枅池の東約450メートルに位置します。申請者は宗教法人であり、寺で葬儀や法事を行う際の参列者のため隣接する駐車場の整備が必要となったため、当該農地の農振除外を申請したものです。転用目的は露天駐車場で、全体面積は652平方メートルです。

続きまして、14ページをご覧ください。

次の案件は、転用を伴うものではなく、ガイドライン第16の2の1、いわゆる非農地判断に伴い除外するものでございます。

番号5、土地の所在、寄島町、地目、山林。登記簿面積及び除外面積795平方メートル。

この土地は、整備計画策定時は農地でありましたが、その後、農地パトロールの結果で現況が山林となっていることを確認し、法務局からの照会に対し非農地と回答しているものであり、周辺の営農にも支障がないので、このたび除外をするものであります。

なお、10月15日、岡山県備中県民局と各案件の現地を確認し、いずれの案件も全て農振除外の要件を満たしているため、農振除外はやむを得ないものと判断し、岡山県からも適当であるとの回答をいただいております。

本日も承認いただければ、浅口市長へ許可相当の答申をします。その後、岡山県に進達され、県の同意が得られましたら申請者に許可書が交付されます。それを受け、申請者は改めて農地転用の申請をする運びとなります。転用の申請は来年の3月頃になると思われます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

どうぞ、安田委員。

委員 すいません、金光2番の安田です。

4ページのところで、下側のほうに、この地域の中に農用水路があるだけですけど、それを付け替え等を設置するという事になっておるんですけど、付け替えの位置図等が分かるようなものがありますか。

議長 ちょっと待ってください。安田委員、ここへ来ていただけますか。

みんなに説明をお願いします。

事務局 よろしいでしょうか。今、農振の関係の除外の1番の件で安田委員からご質問がありまして、詳細な絵はございませんのですが、現況にある農業用の水路につきまして、それを潰しての代替水路を作ったの計画と聞いておるが、その詳細な図面がある

かという内容でございました。これにつきましては、既存の水路の水の流れ、これをなくしての開発というのは基本的に行われれないということで、水路、道も含めまして水路、担当課のほうへ、委員会でこういう意見があったんでよく確認をするようにということで申し伝えをしたいと思います。

以上です。

議長 安田委員、それでよろしいですか。

委員 はい。

議長 はい、分かりました。

そのほかありませんか。そのほか質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 それでは、ないようですので、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第21号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案のほうは6ページになります。

報告第21号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年11月13日提出。

番号608、土地の所在地、金光町地頭下。地目、田。面積1,368平方メートル。

借受人は、鴨方町六条院中、86歳、農業。貸出人は、兵庫県川辺郡、77歳、無職。合意年月日、引渡し年月日は令和2年9月30日でございます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第22号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は7ページになります。

報告第22号農地法施行規則該当転用届について。令和2年11月13日提出。

番号606、土地の所在、金光町占見、地目、田。面積502平方メートルのうち80平方メートル。施設の概要は、農業用倉庫1棟36平方メートル、農道44平方メートル、農地区分は2種です。

議長 次に、2番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 2番大橋でございます。

この案件につきましては、議案第35号で1番目にありました、失礼しました、2番目でございます。ん、1番目でございます572番に隣接して、西側にある田んぼ

でございます、それを次の報告第23号で形状変更届を出して畑にし、さらにここで農業用倉庫並びに道路にするというものでございます。図面は1ページ、2ページを見ていただけたらと思います。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第23号形状変更届についてをついてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は8ページになります。

報告第23号形状変更届について、令和2年11月13日提出。

番号590、土地の所在地、金光町地頭下、地目、田。面積884平方メートル。

申請人は、金光町地頭下、88歳、農業。変更内容は、田を畑とするため0.6メートルの盛土を行うもの。

番号591、土地の所在、金光町地頭下、地目、田。面積1,219平方メートル。

申請人は、金光町地頭下、89歳、農業。変更内容は、田を畑とするため0.6メートルの盛土を行うもの。

番号592、土地の所在、金光町地頭下、地目、田。面積1,248平方メートル。

申請人は、金光町地頭下、69歳、農業。変更内容は、田を畑とするため0.6メートルの盛土を行うもの。

番号605、土地の所在地、金光町占見、地目、田。面積502平方メートル。

申請人は、金光町占見、41歳、自営業兼農業。変更内容は、田を畑とするため0.05メートルの盛土を行うもの。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局 ①令和2年度市町村農業委員・推進委員研修会について

②「人・農地プランについてのアンケート」について

③次回の委員会について

④「岡山県における農業委員・推進委員の現状と制度的課題に対するアンケート」について

議長 それでは、ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。

閉会（午後2時22分）

